

石川県公報

令和6年12月6日

第13764号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	(資源循環推進課) 1	○石川県告示第407号の2の公布公告	(危機対策課) 4
○能登半島沿岸海岸保全基本計画の変更の公表	(河川課) 1	○土地改良区の定款変更認可公告	(農業基盤課) 4
○海岸保全区域の指定	(同) 2	○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課) 4
○海岸保全区域の指定	(港湾課) 3	監査委員	
		○定期監査結果公表	5
		○財政的援助団体等監査結果公表	6
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7

告 示

石川県告示第421号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称
石川県産業廃棄物排出量実態調査
- 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - 基準となる期日又は期間
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送等で調査票を配布し、郵送等で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
令和6年12月9日（月）から令和7年1月17日（金）まで

石川県告示第422号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の規定により定めた能登半島沿岸海岸保全基本計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県羽咋土木事務所、石川県中能登土木総合事務所、石川県奥能登土木総合事務所及び石川県珠洲土木事務所

石川県告示第423号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

海岸名 七尾海岸

地区名	事 項	説 明
和倉地区	区域の位置	起点 七尾市石崎町香島1丁目5番3地先 終点 七尾市奥原町四2一甲1地先 延長 1,349メートル
	基点の位置	点10号 (起点) 七尾市石崎町香島1丁目5番3地先標杭 点9号 七尾市和倉町ひばり1丁目11番地先標杭 点8号 七尾市和倉町ひばり1丁目1番地内標杭 点1号 七尾市和倉町和歌崎9番1地先標杭 点7号 七尾市和倉町夕15番1地先標杭 点11号 七尾市和倉町夕17番地先標杭 点12号 七尾市和倉町夕17番地先標杭 点13号 七尾市奥原町参29番1地先標杭 点14号 七尾市奥原町参29番1地先標杭 点15号 七尾市奥原町参29番1地先標杭 点16号 七尾市奥原町マ15番1地先標杭 点17号 (終点) 七尾市奥原町四2一甲1地先標杭
	陸域側境界	点10号から点1号までの各点を結ぶ線及び点7号から点17号の各点を結ぶ線
	水域側境界	点10号から方位38度54分1秒で246.3mにある10-1、 点9号から方位36度34分25秒で233.7mにある9-1、 点8号から方位5度19分28秒で129.6mにある8-1、 点1号から方位19度43分36秒で126.4mにある1-1を結ぶ線と、 点7号から方位343度28分6秒で148.1mにある7-1、 点11号から方位342度16分19秒で145.1mにある11-1、 点12号から方位331度2分39秒で184.5mにある12-1、 点13号から方位300度19分0秒で206.9mにある13-1、 点14号から方位301度36分26秒で136.9mにある14-1、 点15号から方位297度49分59秒で151.3mにある15-1、 点16号から方位297度52分4秒で118.9mにある16-1、 点17号から方位297度50分35秒で124.5mにある17-1を結ぶ線
	陸 域 幅	37メートル乃至191.8メートル
	水 域 幅	30メートル乃至101.8メートル
	保 全 区 域	陸域側境界線点10号から点1号まで、水域側境界線10-1から1-1まで、点10号から10-1及び点1号から1-1をそれぞれ結んだ線で囲まれた区域並びに陸域側境界線点7号から点17号まで、水域側境界線7-1から17-1まで、点7号から7-1及び点17号から17-1をそれぞれ結んだ線で囲まれた区域

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部河川課

2 七尾市本府中町ソ27番9 石川県中能登土木総合事務所

石川県告示第424号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

和倉港

沿岸名 能登半島沿岸

海岸名 和倉港海岸

地区海岸名	区分	海岸保全区域			
御便殿崎地区海岸	位置	七尾市和倉町ヨ之部77番地先から 七尾市和倉町ヨ之部96番1地先まで（延長 306.0メートル）			
	区域	基点5から基点14までを順次結んだ線並びに基点5及び補助点5-1並びに基点14を 順次結んだ線により囲まれた区域			
	基点及び補助点の位置				
	基点	基点の位置	補助点	補助点の位置	
	5	和倉浅橋（北緯37度05分28秒、東経136度54分59秒）から207度46分18秒 228.2メートル 5号標杭	5-1	基点5から311度50分21秒 224.6メートル	
	6	基点5から220度30分24秒 47.3メートル 6号標杭			
	7	基点6から309度51分11秒 68.1メートル 7号標杭			
	8	基点7から216度38分59秒 76.5メートル 8号標杭			
	9	基点8から300度53分53秒 90.2メートル 9号標杭			
	10	基点9から12度29分01秒 22.0メートル 10号標杭			
	11	基点10から100度30分55秒 7.1メートル 11号標杭			
	12	基点11から48度13分52秒 44.9メートル 12号標杭			
	13	基点12から16度03分01秒 67.0メートル 13号標杭			
	14	基点13から285度47分11秒 55.1メートル 14号標杭			

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部港湾課
- 2 七尾市矢田新町二部162番地3 石川県七尾港湾事務所

和倉港

沿岸名 能登半島沿岸

海岸名 和倉港海岸

地区海岸名	区分	海岸保全区域	
和歌崎地区海岸	位置	七尾市和倉町ワ之部33番1地先から	

	七尾市和倉町ワ之部65番1地先まで(延長198.0メートル)		
区域	基点1から基点4までを順次結んだ線並びに基点1、補助点1-1、4-1及び基点4を順次結んだ線により囲まれた区域		
基点及び補助点の位置			
基点	基点の位置	補助点	補助点の位置
1	和倉浅橋(北緯37度05分28秒、東経136度54分59秒)から158度27分23秒 251.7メートル 1号標杭	1-1	基点1から32度8分35秒 128.2メートル
2	基点1から302度41分43秒 78.3メートル 2号標杭		
3	基点2から31度50分34秒 40.5メートル 3号標杭		
4	基点3から302度50分33秒 68.0メートル 4号標杭	4-1	基点4から33度37分53秒 91.5メートル

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部港湾課
- 2 七尾市矢田新町二部162番地3 石川県七尾港湾事務所

公 告

石川県告示第407号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第407号の2

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年11月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 長期避難世帯の所在する地域
輪島市門前町樽見池の谷内105番地及び109番地
輪島市門前町六郎木9の18番地、10の1番地、20の2番地及び21の83の1番地
- 2 長期避難世帯となった日
令和6年9月21日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
鶴 来 土 地 改 良 区	令 和 6 年 11 月 28 日

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和6年12月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和6年12月6日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 3・4・46号観音堂辰巳線	金沢市涌波一丁目、大桑町、末町、辰巳町の一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年12月6日

石川県監査委員 不破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
工業高等学校	令和6年10月31日	収入事務において、高等学校授業料を誤徴収したものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		支出事務において、旅費を誤払いしたものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
石川障害者職業能力開発校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
明和特別支援学校	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	〃	木槌を使用して作業中、木槌の頭部が外れて駐車場に駐車してある普通乗用車に接触し、損害を与える事故が発生していた。 園内における作業に際しては、安全に万全を期するよう注意すること。
総合看護専門学校	〃	契約事務において、請書が作成されていないものがあつた。

		今後、このようなことがないように十分注意すること。
能美警察署	令和6年11月6日	支出事務において、謝金の金額を誤って支出したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
手取川水道事務所	〃	収入事務において、土地使用料の積算を誤っているものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
七尾特別支援学校	令和6年11月11日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
能登空港管理事務所	〃	〃
奥能登教育事務所	〃	〃
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和6年11月15日	〃
七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校	〃	〃
北部家畜保健衛生所	〃	廃棄物収集運搬処分料に係る支出事務において、債権者を誤って支出したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		同一規格のA重油の購入に係る契約事務において、期間の重複する単価契約を締結したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		修繕料に係る契約事務において、見積者数を誤って見積徴収したものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年12月6日

石川県監査委員 不破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和5年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 石川県臓器移植推進財団	令和6年10月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川県公立大学法人	令和6年11月6日	〃
白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合	〃	〃
公益財団法人 石川県国際交流協会	令和6年11月11日	〃
石川県中小企業団体中央会	令和6年11月15日	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年12月6日

石川県監査委員 不破大仁
同 一川政之
同 村上勝
同 作田有子

(別紙)

道整第1818-1号
令和6年10月24日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、システム構築に係る仕様を十分に固めず発注し仕様変更を行うとともに、さらなる仕様変更を別発注とするなど、著しく適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	道路整備課	指摘のありました事項につきましては、今後、このようなことがないよう、仕様を十分に固め発注を行うとともに、職員相互の厳重なチェックを徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

道整第1818-2号
令和6年10月24日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
道路上に倒れていた街路樹により、通行車両が破損する事故が発生していた。 道路パトロールの徹底等により、防止に努めること。	道路整備課	道路の維持管理につきましては、道路パトロールを徹底し、異状の早期発見に努めるとともに、迅速かつ適確に補修を行うことにより事故を未然に防ぎ、道路の安全な通行確保を図ってまいります。

石 公 委 第 107 号
令和6年10月25日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
報酬及び旅費の支出事務において、支給漏れがあり後日追給しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	石川県警察本部	報酬等の額及び支給方法について、複数人による相互チェックを徹底し、再発防止に努めます。

石 公 委 第 108 号
令和6年10月25日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	石川県警察本部	職員の交通事故防止対策として、全職員に対して、安全確認の履行など、安全運転・防衛運転の励行による、交通事故防止を徹底するよう指示しました。 また、当該職員に対し、石川県安全運転研修所において、研修を受講させ、運転技術の再確認や安全運転に対する意識付けを行ったほか、安全運転管理者が所属職員に対する講習を行い、運転時の心構えや後退時の安全確認等について指導しました。 交通事故抑止を推進する機関であることを踏まえ、今後とも、職員には研修や訓練を継続的に実施し、交通事故防止に努めます。

石 公 委 第 109 号
令和6年10月25日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
交通規制実施中にカラーコーンが強風で転がり、走行中の相手車両に衝突し、損害を与える事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	街頭活動に従事する際には、装備資器材の現場状況に応じた適切かつ有効な活用を指示しました。 今後とも、装備資器材の習熟、活用の練度を高め、再発防止に努めます。

石公委第110号
令和6年10月25日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 公 安 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
通勤手当を過大に支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	各種手当の認定に当たっては、根拠となる条例・規則等の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。

石公委第111号
令和6年10月25日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 公 安 委 員 会

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	石川県警察本部	職員の交通事故防止対策として、全職員に対して、安全確認の履行など、安全運転・防衛運転の励行による、交通事故防止を徹底するよう指示しました。 また、当該職員に対し、運転技術の再確認や安全運転に対する意識付けを行いました。 交通事故抑止を推進する機関であることを踏まえ、今後とも、職員には研修や訓練を継続的に実施し、交通事故防止に努めます。

水 総 第 72 号
令和6年10月28日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、工作物を取得した際の管財課長への報告が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	水産総合センター	指摘された事項につきましては、あってはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、財産を取得した際は速やかに管財課長へ報告することを徹底し、適正な財産事務の執行に万全を期するよう指導しました。

歴博第240号

令和6年10月16日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、商標権を取得した際の管財課長への報告が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	歴史博物館	商標権が公有財産にあたることについて再認識するとともに、異動報告の手続き漏れや遅滞の再発防止を徹底した。

歴博第241号

令和6年10月16日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	歴史博物館	全職員に対し、交通法規を遵守し、交通安全に努めるよう周知徹底を図るとともに、疲労を感じた場合には無理をせず休憩を取るなど健康管理に十分留意するよう徹底した。